

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
祭日、
休日、
がその
日の翌
日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険医等の登録(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が
あつたものとみなされるもの(〃)

自然公園法による公園事業の一部の決定(自然保護課)

入会林野整備計画の認可(林務課)

◇ 教 委 告 示 博物館法による博物館の登録(文化課)

◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の実施(造林課)

告 示

鳥取県告示第五百六十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小林薬局 マロニエ店	倉吉市昭和町一丁目二六一	昭和六十二年六月一日
鳥取県立 鳥取療育園	鳥取市江津二五九	〃
労働福祉事業団 山陰労災病院	米子市皆生一四八〇	〃
医療法人共済会 清水病院	倉吉市宮川町二二九	昭和六十二年六月二日
山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	〃
小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二 四三一	昭和六十二年六月十日
タナカ歯科医院	鳥取市弥生町二六一	昭和六十二年六月一日
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目一四三	〃
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目一八	〃

益尾歯科医院	米子市道笑町一丁目一八	昭和六十二年六月六日
美萩野歯科診療所	鳥取市美萩野一丁目二八一五	昭和六十二年六月一日
池田医院	日野郡日南町笠木一〇三六	"
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎二四一一	昭和六十二年六月八日
宮崎歯科医院	鳥取市吉成二二五	昭和六十二年六月一日
米増医院	倉吉市宮川町二五六	"
今井歯科クリニック	米子市上後藤六二一一二	"

鳥取県告示第五百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
-----	-----------	--------

鳥取県告示第五百六十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により次のとおり告示する。

昭和六十二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

安田 久美子	鳥薬第六二六号	昭和六十二年六月四日
田中 真寿美	鳥薬第六二七号	"
岡田 睦博	鳥医第三、五七二号	"
宮脇 尚	鳥医第三、五七三号	"

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
今井歯科クリニック	米子市上後藤六二一一二	昭和六十二年六月一日

鳥取県告示第五百六十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、水ノ山後山那岐山国定公園の公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

その関係団面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業の名称 位 置

大鹿滝園地事業 鳥取県八頭郡若桜町（大鹿滝）

鳥取県告示第五百六十五号

八頭郡用瀬町大字鷹狩二四二一〇杉森入会林野整備組合長伊田崇治から申請のあつた杉森入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十二年六月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定に基づき、次のように博物館の登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第六号）第五条の規定により告示する。

昭和六十二年七月三日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	所 在 地	設置者の名称 及び住 所	登録の 番 号	登録の年月日
財団法人渡 辺美術館	鳥取市覚寺堤下 一五五一	財団法人渡辺美術 館 鳥取市覚寺堤下一 五五一	第 六 号	昭和六十二年六 月二十九日

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、昭和62年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和62年7月3日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は昭和63年10月19日までに卒業する見込みの者
 - (2) 短期大学又は昭和38年農林省告示第125号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、昭和62年10月19日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を運算した期間が2年以上に達するもの
 - ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
 - イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
 - (3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後昭和62年10月19日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を運算した期間が6年以上に達するもの
 - (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者
- なお、(4)の認定を受けようとする者は、5により受験願書を提出する

る際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

- 2 試験の日時

筆記試験	昭和62年10月20日（火）9時から
口述試験	昭和62年10月20日（火）13時から
- 3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第15会議室、第16会議室及び第18会議室
- 4 試験の方法
 - (1) 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。
 - (2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次の項目により行う。

口述 必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械のうち一項目

- (3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。
- 5 受験手続

受験者は、次の(1)から(3)までに定めるところにより、受験願書を知事に提出すること。

 - (1) 受付期間

昭和62年8月5日（水）から8月25日（水）まで（郵送の場合は書

留郵送とし、昭和62年8月25日（水）までの消印のあるもの、有効とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書すること。）

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目220
鳥取県農林水産部造林課

(3) 添付書類

ア 履歴書

イ 1の(1)に該当する者にあつては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 1の(2)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

エ 1の(3)に該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は検定合格証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書
オ 写真（最近6箇月以内に撮影した正面、上半身無帽のライカ判で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

6 受験願書等の交付

受験願書（履歴書及び受験資格認定申請書を含む。）は、鳥取県農林水産部造林課において交付する。

郵便により請求する場合は、70円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

7 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に

はり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は還付しない。

8 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者には合格した旨を通知する。

9 その他

(1) 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857—26—7307）又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。